

年金定期預金

平成29年4月1日現在

1. 商品名	・ 年金定期預金
2. 販売対象	<p>・ 下記①または②に該当する方が対象となります。</p> <p>① 金庫で公的年金（国民年金・厚生年金・共済年金）または厚生年金基金・国民年金基金・恩給・援護年金・老齢福祉年金・労働者災害補償保険年金をお受取りになられている個人の方、または当金庫でお受取り手続きを完了された方で、半年以内にお受取りを開始される個人の方。</p> <p>②法律に基づき支給されております障害児福祉手当・特別障害者手当・福祉手当・医療特別手当・特別手当・健康管理手当・保健手当・特別児童扶養手当・児童扶養手当を当金庫でお受取りになられている個人の方、または当金庫でお受取り手続きを完了された方で、半年以内にお受取りを開始される個人の方。</p> <p>（注）諸事情により当該年金・手当・恩給のお受取りが全額停止されるなど、当該年金・手当・恩給のお受取りが当金庫お受取り指定口座で確認できない場合、または各種証書や証明書により確認できない場合はお預入れの対象となりません。</p>
3. 商品コード	・ 006011
4. 期間 (1) 預入期間	<p>・ 1年</p> <p>・ 自動継続のお取扱いはできません。</p>
5. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 預入店舗	<p>・ 一括預入</p> <p>・ お1人様当たり、10万円以上300万円以下 （全ての年金定期預金を合わせて300万円以下とします）</p> <p>・ 1円単位</p> <p>・ お取引店1店舗（年金・手当・恩給のお受取り店舗）に限ります。</p>
6. 払戻方法	・ 満期日以後に一括して払い戻します。
7. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	<p>・ 固定金利</p> <p>・ 預入時のスーパー定期・スーパー定期300（1年もの）の店頭表示利率に0.20%上乗せした利率を満期日まで適用します。</p> <p>・ 満期日以後に一括して支払います。</p> <p>・ 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算です。</p>
8. 税金	<p>・ お利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 （ただし、マル優をご利用の場合は除きます）</p> <p>※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。</p>
9. 手数料	—————

10. 付加できる特約事項	・ マル優のお取扱いができます。
11. 中途解約時の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、「定期預金の中途解約利率一覧」の期限前解約利率により計算したお利息とともに支払います。
12. 金利情報の入手方法	・ 窓口へご照会ください。
13. 苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括部カスタマーサポートグループ（9時～17時、電話：03-3913-1158）にお申し出ください。 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部カスタマーサポートグループまたは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。 また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出頂くことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部カスタマーサポートグループもしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
14. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日が休日に該当した場合（自動継続・自動解約扱いは除く）、翌営業日を満期日とさせていただきます。 ・ 満期日以後のお利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・ 通帳・証書のお取扱いができます。 ・ 総合口座のお取扱いはできません。 ・ A T M、テレホンバンキングなどでのお取扱いはできません。
15. 預金保険の付保	・ 預金保険制度の付保対象預金です。1預金者あたり元本1,000万円までとそのお利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとそのお利息が保護されます）